

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き本日の会議を開きます。

昨日の8番豊村議員の一般質問において、補足の説明の申し出が執行部からあっておりますので、それを許可したいと思います。

秋月総務部長

秋月総務部長／おはようございます。

昨日、豊村議員さんの土地開発基金の充当及び市の財政についての一般質問の中で、議員さんから、2億5,000万円を超える分はその時の判断で自由に使っていいものというふうに捉えていいんでしょうかとの質問に対しまして、私がそのように考えておりますと、答弁をいたしました。

その答弁については、豊村議員さんから紹介されたとおり、武雄市土地開発基金条例第6条第1項に定めている、市長は財政上必要があると認めるときが前提となっておりますので、補足させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長／市長から提出されました第36号議案を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1．常襲水害地対策特別委員会報告から日程第3．大学設置に関する特別委員会報告までの以上3件を一括議題といたします。

順次、特別委員長の報告をお願いいたします。

最初に、常襲水害地対策特別委員会の報告を求めます。

牟田常襲水害地対策特別委員長

牟田常襲水害地対策特別委員長／報告を行います。

簡潔に述べさせていただきます。

当委員会は、雨季前までは、執行部、そしていろんな関係各所と意見交換、そして、要望を伝えておりました。

雨季以降に関しましては、陳情という形で、国交省、九地整、そして県、そして地元、武雄土木事務所、武雄整備事務所、そういうところにお伺いして、予算の確保、そして、これからの防災、そういう部分を強くお願いしてまいりました。

前半、後半と分けて、そういうふうな活動に、ちょっと違うところがありますけども、1年間、こういう活動で行ってまいりました。

今後も、今年の2月も、2月とは思えないような大雨が降りました。

今後の雨季に注視しながら、活動を続けていきたいと思いをします。

以上、報告をいたします。

議長／ありがとうございました。

次に、議会改革等調査特別委員会の報告を求めます。

石橋議会改革等調査特別委員長

石橋議会改革等調査特別委員長／皆さんおはようございます。

報告いたします。

議会改革等調査特別委員会の報告をいたします。

本委員会では、電子会議システム及びタブレット型端末の効果と、今後の活用の調査研究及び議会基本条例の制定へ向けた調整、議会業務継続計画、通称、議会BCPの策定に向けた調査研究を大きな柱として取り組んできました。

議会基本条例については、制定に向けた議長への報告及び議会運営委員会と条例文の調整を行い、「議会と市民との関係」、「市長等との関係の原則」など、議会基本条例の各条文を改めて見直し、修正をいたしました。

令和5年9月定例会において、全会一致にて可決され、令和5年10月5日より施行となりました。

災害時の議会BCPでは、他市議会の事例を参考に、行動マニュアルの調査研究を行いました。

タブレット型端末では、令和2年2月より導入した、電子会議システム及びタブレット型端末の効果と、さらなる活用の調査研究を行いました。

情報の共有化や迅速な情報伝達を継続して行うため、令和6年1月がリース期間満了となっていたタブレット型端末については、令和6年2月から新たに使用する端末の機種を選定を行ったところです。

行政視察では、大阪府の大阪狭山市、箕面市、岸和田市において、通年議会、政策形成サイクル、議員研修・政策討論会について、現状の課題について御教示いただきました。

引き続き、議会業務継続計画による災害時の対応マニュアルの作成、タブレット型端末による情報の共有化や迅速な情報伝達に、さらなる活用の研究など、議会の機能強化へ向けた、議会改革全般の調査研究に取り組んでまいります。

以上、議会改革等調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

議長／ありがとうございました。

次に、大学設置に関する特別委員会の報告を求めます。

山口大学設置に関する特別委員長

山口大学設置に関する特別委員長／おはようございます。

大学設置に関する特別委員会の報告をいたします。

本委員会では、令和5年2月に発表された、武雄市へ4年制大学の新設を予定されることについて、情報収集、調査、研究を柱として取り組んできました。

令和5年6月から令和6年2月まで5回の特別委員会を開催し、その中で、学校名が武雄アジア大学であること、開学が令和8年4月であること、学部が「東アジア地域共創学部」であること、1学年140名であること等を、武雄市の支援についても明らかになりました。

しかしながら、開学へ向けての認可など未確定の部分もありますので、引き続き情報収集、調査研究に取り組んでいきます。

以上、大学設置に関する特別委員会の中間報告といたします。

議長／ありがとうございました。

ただいまの報告は、いずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で各特別委員会の報告を終わります。

これより議案審議を開始いたします。

日程第4．第1号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第1号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第1号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第5. 第2号議案 武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例を議題といたします。

第2号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 第3号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第3号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7. 第4号議案 武雄市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第4号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 8. 第 5 号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 5 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 9. 第 6 号議案 武雄市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 6 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 10. 第 7 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 7 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 11. 第 8 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 8 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 9 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 9 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 10 号議案 武雄市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 10 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 11 号議案 武雄市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 11 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 12 号議案 武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 12 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 13 号議案 武雄市川古の大楠公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 13 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

18 番 牟田議員

牟田議員／大楠公園の件でちょっとお伺いですが、こちらのほうで条例を 1 つ削除することになっています。

これは、もうからくり人形が、経費がかかるということで、維持が困難、やめるということなんですけども、その下の 210 円の米つき機のほうは議題にならなかったのか。

これ 1 つつくごとに、7 時間から 8 時間かかります。

時給を考えると、その間待っていないといけない。

そういうことは協議の対象にならなかったのか、お伺いします。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／おはようございます。

今、牟田議員からの質問ですが、今回の提案している分のからくり人形の分だけが今回の協議になりましたので、水車米のほうについては、今回議論の対象にはなっていませんでした。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 17. 第 14 号議案 武雄市工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一

部を改正する条例を議題といたします。

第 14 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 18. 第 15 号議案 武雄市税徴収等の特例に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

第 15 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 19. 第 16 号議案 財産の処分についてを議題といたします。

第 16 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 20. 第 17 号議案 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

第 17 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 21. 第 18 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）を議題といたしま

す。

第 18 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 22. 第 19 号議案 令和 5 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 19 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 23. 第 20 号議案 令和 5 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 20 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 24. 第 21 号議案 令和 5 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 21 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 25. 第 22 号議案 令和 5 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 22 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 26. 第 23 号議案 令和 5 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 23 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 27. 第 24 号議案 令和 5 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 24 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 28. 第 25 号議案 令和 5 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 25 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 29、第 26 号議案 令和 6 年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

第 26 号議案に対する質疑を開始します。

質疑通告がっておりますので、まずこれを先に許可いたします。

12 番 池田議員

池田議員／令和 6 年度一般会計当初予算について、何点か質問させていただきます。

まず、ページ 133 の農業水路等長寿命化・防災減災事業、測量設計業委託料 3,440 万円、この算定の根拠と、後だって説明を求めますけど、その次の農業水路等長寿命化・防災減災事業、調査業務委託料、これは昨年と同じ 3,200 万円の金額が上がっております。

6 年度も同じ金額で、この委託料が上がっております。

この算定の根拠をお示してください。

次の 134 ページに行きまして、工事費になりますね、今度。

工事費、請負費ですね。

農業水路等長寿命化・防災減災事業、工事 1 億 500 万円。

この防災減災事業ですね、農業水路等防災減災事業ということになりますが、この中身にどういった工事を行われるのか。

また、エリアについてお尋ねをいたします。

続きまして 139 ページ、7 款 1 項 3 目 18 節の負担金のところですが、関係人口創出チャレンジ事業負担金ですね、これ昨年は 20 万円でした。

今年度 100 万円となっております。

5 倍増になってはいますけれども、この理由についてお尋ねをいたします。

続きまして、西日本・九州ゴールデンルートアライアンス負担金 50 万円、万博に合わせてインバウンドを引き込むという説明があつてましたが、具体的にどういった事業をされるのか、お尋ねをいたします。

そして、その下の九州観光機構年会費負担金 10 万円ですね。

これ、昨年まではなかったんですが、なぜ新設をされているのか。

それから、ページ、146 ページ、8 款 4 項 1 目 18 節、都市計画基礎調査市負担金で 720 万円、大きな金額が上がっておりますけれども、これはどういった調査をされて、どこに、どういう団体に負担をされるのか御説明をお願いいたします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／おはようございます。

まず、私のほうから、予算書、P133 ページのほうにつきまして、御説明いたします。

6 款 1 項 5 目、委託料、農業水路等長寿命化・防災減災事業の測量設計業務委託料 3,440 万円の内訳になります。

まず、1 点目としまして、武内町西真手野地区の山仁田ため池改修に伴う測量設計業務委託費として 910 万円、武内町梅野区の大椿ため池廃止に伴う測量設計業務委託費 510 万円、武雄町川良区内ノ子ため池、橘町上野区玉江下ため池の 2 か所の緊急保留ゲート設置測量設計業務委託費 2,020 万円となります。

また、同じく 12 節の農業水路等長寿命化・防災減災事業の調査業務委託料の 3,200 万円ですが、市内 30 か所のため池ハザードマップの作成を行います。

先ほど議員さんのほうからありましたように、令和 5 年度につきましても同じ 3,200 万円ということで、こちら 33 か所のため池ハザードマップの作成を行っております。

前年度からの変更点につきましては、施工位置の違いはございますが、業務内容の変更点はありません。

続きまして、14 節の工事請負費のほうになります。

武内町東真手野区宇土ため池の改修工事請負費としまして、1 億 500 万円となっております。

なお、この工事の設計業務につきましては、令和 5 年度の業務委託料 910 万円で測量設計業務を行っているところでございます。

以上になります。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／まず、御質問の最初の関係人口創出チャレンジ事業負担金ですけれども、前年度が 20 万円、今年度は 100 万円ということでお願いしているところでございます。

増額になった理由といたしましては、6 年度はコラボ 10 周年事業として、これまでのロマンシング佐賀を大々的に国内外に PR、さらに関係人口の創出を図るため、評議会の全体経費を増額されており、参加自治体の負担金も増額となっているというところでございます。

2 点目の西日本・九州ゴールデンルートアライアンス負担金の内容につきましてですけれども、この部分につきましては、参画する自治体 15 自治体ということになっておりますけれども、欧米豪等に対し、ウェブサイトやチラシ等、販促物を共同で制作し、誘客プロモーションを広域で行っていくような事業内容になっております。

3 点目の九州観光機構年会費負担金でありますけれども、この部分につきましては、機構自

体、九州地方知事会と九州経済連合会、それから九州商工会議所連合会等の官民一体となった、九州へ観光を誘致する実行組織であるというところであります。

今回の負担金につきましては、機構主催の商談会、セールス等に参加し、観光客誘客を展開する目的で、今回、6年度予算でお願いしているところであります。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／ページ、146 ページの8款4項1目、都市計画総務費の18節、負担金補助及び交付金、都市計画基礎調査市負担金の720万円についてですが、都市計画法第6条に基づく、都市計画に関する基礎調査であり、今後の都市計画の決定、変更に際しての、必要な都市の現況及び将来の見通しについての基礎資料となる調査でありまして、県がおおむね5年に1度実施するものであります。

市の負担割合は事業費の2分の1となっております。

支出先は佐賀県に負担します。

議長／12番 池田議員

池田議員／先ほど、農業水路等長寿命化の場所は分かりました。

ため池の分ですね。

これ、今回、工事は、武内町のほうのため池を工事されるということですが、これは農業用水。

もう一つ、廃止という部分がありましたが、これも農業利水のため池なんですかね。

それを1点と、もう一点が、ゴールデンルートアライアンス負担金ですね。

これ15自治体が加盟して、新たな、何ですかね、観光誘致の施策をされるということでしたが、これ負担をして、いろんなパンフレットをつくったりとかされるということは分かりました。

その後、収支報告とかなんとか、そういうものも受けられる事務的なものですね、それはちゃんと分かるようになるんですかね。

そこをお尋ねしておきます。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／まず、1点目につきましては、武内町内のため池となります。

それと、廃止ということですけど、こちら、もともとは農業用の利水ため池でございます。

こちら、受益がなくなったということで、廃止ということで、決壊等災害を防止するための廃止の工事になります。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／15自治体からの負担金によって構成し、予算、それから決算は当然あるものというふうに思っております。

議長／詳細は委員会に委ねるとなっておりますので、この程度にしたいと思います。ほかに質疑はありませぬか。

18番 牟田議員

牟田議員／全般ですけども、2点お伺いしたいと思います。

1点目は旅費交通費ですね。

これは前年に比べたら、多分、大都市圏だと3割以上は上がっているんですね。

あと、その他、ホテル代とかなんとも、やっぱり2割から3割上がっています。

交通費も飛行機代も上がっています。

そういう中に、旅費交通費の出ている部分で、あまり増減がないですね。

ですから、その辺の対応、職員さんにかかればいけないので、その辺の対応のところはどのように協議されたのか。

実際は、旅費交通費は3割程度アップしていきやいけない。

それがアップしていないということは、どのように対処されるのかというのを検討されたと思います。

これが1点目。

2点目は、文化会館のほうなんですけども、るる、今度の文化会館構想が出ております。

そういう中で、前回、全協のほうで大体のことが我々に説明いただきました。

我々も、私もそこで初めて聞きましたけれども、簡単に1点ですけども、こうやって、例えば大学施設で10億円が問題になっている、何億が問題になっているという中で、何で御船山を模したような建物を造らなきゃいけないのか。

後ろに本物があるのに、何で手前に、偽物じゃないですけども、やらなきゃいけないのか。

こういう財政が圧迫している中、大学施設とか、いろんなんとで問題に議会でもなっている中で、そういうので、何でそういうふうなことをしなきゃいけないのかというのが、私はよく分かりませんので、そこら辺の御説明をいただきたいと思います。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／先ほど牟田議員さんから、旅費について質問がっております。

旅費の予算の計上につきましては、宿泊料については、条例に定める額、それと、旅行会社からの見積りを取っておりますので、その分で積算はしております。

議員さんおっしゃるとおり、高騰しているホテル料の、宿泊料への対応についてですけども、実際の宿泊料が条例で定める額を超えた場合については、同条例の規定により、実費額によることができるという規定もございますので、運用に当たっては、その文言を用いて対応しているところでございます。

議長／諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／おはようございます。

基本設計の中でお示しをしております、文化会館の新しい施設の設計でございますが、場所、鍋島庭園にある歴史的な背景、また、あそこが御船山の麓にあるということも総合的に勘案いたしまして、新しい施設の特徴的なものということで、設計のほうを今、進めさせていただいているところです。

総事業費を55億円ということで、基本設計の中でしておりますので、その中でできるものをという形で、いろいろ事業の精査ですとか、見直しとかも進めていきたいというふうに考えております。

議長／18番 牟田議員

牟田議員／質問する、再質問するつもりなかったんですけど。

総事業費が55億円あるから、それに対応したというふうに今、おっしゃいました。

55億円あるからというのは、私はちょっと疑問に思うんですよ。

55億円を50億円にして対応するというのが通常の考え方だと思います。

ですから、55億円あるからその建物にするというのは、答弁としていかななものか。

税金の使い方として、55億円あるからじゃなくて、本来は建物のそういう、模さなかったら（？）50億円になるかもしれない。

55億円で設計してくださいじゃなくて、そこら辺のところは、私はきちんと今、答弁していただければいいと思います。

答弁していただけたら、後で、文教委員会でもんでもらえると思いますので、よろしくお願ひします。

議長／直接的に予算には関係ございませんので、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事／申し訳ございません。

私の答弁が言葉足らずであったと思っております。

総事業費 55 億円という上限の中で、今の物価高騰とかも加味しながら、いかに事業費が増大にならないように、抑えて抑えてというところを念頭に、今、設計のほうにも当たっております。

議長／20 番 江原議員

江原議員／1 目の一般管理費の 2 節、3 節、4 節に関わる給料、職員手当、共済費の計上、一般会計、一般職員分の計上 3 億 5,460 万 4,000 円、一般職という形で款の中に予算計上されているわけですが、その中で、昨日一般質問を申し上げました、山内北方サービスセンターに関わる予算計上の件ですが、通常 1 年分予算計上されるわけですが、昨日の報告でも、また、これまでの報告でもありますように、9 月末で廃止をするということに、進めておられるわけですが、予算計上上、どのような措置をされているかお尋ねいたします。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／市民サービスセンターには、それぞれ 2 人の職員が窓口対応を行っております。

主に再任用職員の 2 名と、会計年度任用職員の 2 名で対応しておりまして、勤務施設のために正規の職員も交代で勤務しているところであります。

お尋ねのサービスセンターに係る人件費、これ、先ほど職員の一般的な経費を言われましたけども、この再任用職員の 2 名と、会計年度任用職員 2 名が相当するところで、今年度の合計では 800 万円ということで、この款がまたがっておりますので、ちょっとそういう御理解をお願いしたいと思います。

議長／20 番 江原議員

江原議員／またがっているということですが、総計で、半年分を計上しているわけですか。じゃあ、その総額は幾らになりますか。

御答弁願います。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／予算の計上については、サービスセンター廃止後の職員については、配置換え等も行いますので、そこについては年度12か月分を計上いたしております。
ただし、その一部の中で、産休代替職員の分もございますので、そういうところの計上で、半年分というところもございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／3回目ですから最後の質問ですが、その委員会、来週開かれるわけですので、現在の対応している職員の年間を計上しているわけですね。
目安として、その1年分の予算の総額を、後日でいいですから、委員会開会前にお示してください。
私に対してでいいですので、いかがでしょうか。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／資料といたしますけれども、この分については、予算計上の積算の中で把握しておりまして、再任用職員については249万2,000円というのが、これは1名でございますけれども、この分の2名分を計上をいたしております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第30.第27号議案 令和6年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

第27号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 31. 第 28 号議案 令和 6 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

第 28 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 32. 第 29 号議案 令和 6 年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

第 29 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 33. 第 30 号議案 令和 6 年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

第 30 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 34. 第 31 号議案 令和 6 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

第 31 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 35. 第 32 号議案 令和 6 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計予算を議題といたします。

第 32 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 36. 第 33 号議案 令和 6 年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。

第 33 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 37. 第 34 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計予算を議題といたします。

第 34 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 38. 第 35 号議案 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 35 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 39. 第 36 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 11 回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

秋月総務部長

秋月総務部長／第 36 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 11 回）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算では、武雄市防災情報発信システム構築業務委託契約の締結に関する住民訴訟に係る費用についてお願いするものでございます。

補正予算書の 2 ページ及び 3 ページを御覧ください。

第 1 条の歳出予算の補正については、3 ページの第 1 表歳出予算補正のとおりでございます。

予算説明書の 8 ページを御覧ください。

2 款. 総務費では、訴訟代理人弁護士への報酬等の費用として、弁護士委託料 885 万 2,000 円を計上しております。

14 款. 予備費では、今回の補正の収支財源調整として、885 万 2,000 円を減額しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 36 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／裁判の中で、顧問弁護士、市の顧問弁護士の報酬ですが、この 885 万 2,000 円の算定の根拠をお示してください。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／積算の根拠でございます。

まず、費用内訳としまして、報酬 880 万円、諸費用として 5 万 1,042 円となっております。合計です。

訴訟、報酬については、訴額の2%、10万円台を切り捨てて消費税を加算しております。
諸費用は、書類作成、旅費等に係る費用となっております。

議長／20番 江原議員

江原議員／算定の根拠を示されましたけど、この報酬880万の根拠とは何ですか。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／これは、訴訟委任契約に基づくものでございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／答弁で、訴訟委任契約はどのようになつたんですか。
お示してください。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／契約の中身では、これについては、諸費用については実費、そういった報酬については、事件の契約金額の2%相当ということとなっております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第40. 報告第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

報告第1号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。
日程第 41. 意見書第 1 号 大阪・関西万博の中止または延期を求める意見書を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7 番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

意見書第 1 号 大阪・関西万博の中止または延期を求める意見書（案）について、ご説明申し上げます。

まず、文面といたしましては、2025 年 4 月開催予定の、大阪・関西万博をめぐり、開催費用や工期の遅れなど、かねてから指摘されてきた問題が深刻になっている。

万博会場の建設費は当初見込みの 1.9 倍の 2,350 億円に膨れ上がった。

また、会場建設費とは別に、日本館建設、発展途上国の支援などに、合わせて 837 億円もの国費の投入が明らかになっています。

さらには、昨年 12 月に政府が公表した試算によると、万博に関連した国や自治体、民間が投じるインフラ整備費に 9 兆 7,000 億円が計上されており、反面、万博開催による経済効果は 2 兆 7,400 億円しか見込まれておらず、費用対効果を考えると、開催そのものに問題があると考えられます。

このような状況の中、令和 6 年 1 月 1 日 16 時 10 分、石川県能登半島で、マグニチュード 7.6、最大震度で 7 の大地震が発生し、震源地である石川県を中心として甚大な被害を受けました。現在、復旧、復興に向けての歩みが進められておりますが、能登半島地震で発生した被災地から排出される災害廃棄物の量は、通常ごみの 64 年分と試算されており、倒壊家屋の撤去には 12 年かかると言われております。

高市早苗経済安全保障担当大臣が岸田文雄首相に能登半島地震の復興を優先するため、万博の延期を進言したという報道もなされました。

共同通信が 2 月 3 日、4 日に実施した世論調査によると、能登半島地震の復興を優先して、2025 年の大阪・関西万博を延期すべきが 27.0%で、時期は変えず規模縮小は 26.7%、中止すべきは 17.6%、一方、計画どおり実施は 27.1%であった。

また、読売新聞が昨年 11 月 17 日から 19 日に行った世論調査では、万博の会場建設費の増額に納得できないとの回答が 69%に上り、国民の中で万博の開催の見直しの声が高まっています。

今後、万博会場のパビリオン建設が本格化してくれば、全国規模で相当数の職人が工事に従事することにより、当然、能登半島地震の復旧工事にも影響が出ると予想されます。

多くの国民が願わない万博を強引に開催するよりも、今苦しんでいる国民を助けるために、

能登半島地震からの復興、復旧を最優先とすべきと考えます。

よって、国におかれては、大阪・関西万博を中止、または延期するよう強く要望するという内容になっております。

補足をいたしますと、政府とか関係の業界団体等からは、万博を開催しても復興には影響は出ないというような見解も出されておりますが、私も建設業に携わっておりましたけれども、業種が違う、職種が違うといっても、やっぱり現場で働いている人たちは、建築現場でも土木現場でも働くような日雇い労働者とかもたくさんいらっしゃるわけですね。

それで、やはり影響がないというのはあり得ないだろうと考えております。

そして、何より13年前の3月11日の東日本大震災の翌日、3月12日が九州新幹線鹿児島ルートの開通、開業の日でしたけれども、地震、東北の大震災を受けて、この祝賀のイベント等は全て中止されました。

その後はいろいろなイベントも中止されたかと思えます。

やはりそうやって、国民一丸となって復興を支援するんだという、そういう苦しんでいる人に寄り添う気持ちというのが、ここでは一番大事ではないかと思って、意見書を提出させていただきました。

以上です。

議長／意見書第1号に対する質疑を開始いたします。

9番 上田議員

上田議員／先ほどの趣旨説明の中で、このような内容になっておりますということでおっしゃいましたけれども、この意見書はそもそもですけれども、そもそものところをちょっとまず確認をさせていただきますけれども、これは参政党を中心として、全国的な運動の一環としてのこの意見書の提出なのか、それとも朝長議員が個人的にこの運動を起こすための意見書を提出されているのか、そもそも論をまずちょっとお伺い、確認をさせていただきたいなと思えます。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／所属政党の参政党も関係はしております。

石川県の県議会議員がおられまして、その方を中心に、やはりそういう全国的に、こういう声を上げてほしいという要望を受けまして、石川県議会でも、ちょっと、採択されたかどうかは分かりませんが、提出はされており、石川県内の他の自治体、あと、石川県以外では把握はしておりませんが、幾つかの自治体では提出されていると思えます。

以上です。

議長／9番 上田議員

上田議員／参政党を中心とした全国的な運動なわけですね。

それでは何点か確認をさせていただきたいのですが、政府は昨年12月に万博関連の費用について公表しておりますけれども、その中でインフラ整備計画掲載事業の費用9.7兆円は、万博後も大阪・関西地域の社会経済活動を支える基盤ということで、継続的に利用されるもので、万博のための新規または追加的なものではないと聞き及んでおるわけでございます。

万博関連費用ではないインフラ整備9.7兆円と、経済効果額を、今回2兆7,400億円ということでここに記載をされておりますけれども、ここの比較が適当なのかなと。

要は、2兆7,400億円という数字は、費用対効果を論じる数字としては、私は不適切ではないかなと思うわけですが、これがまず1点。

それから、資材等の需給を丁寧に把握し、能登半島地震の復興に支障のないように万博関連の調達を計画的に進めるために、政府と石川県との連携体制というのは構築をされているというふうに思うわけでございます。

現時点で万博開催によって、復興に具体的に支障が生じるという情報はないと政府から聞き及んでいるわけでございますけれども、どのような根拠で万博の工事が能登復興に影響を及ぼすと判断されているのかを教えてくださいなと思います。

次に、最後ですが、今回中止や延期をした場合、万博への参加を表明している160か国の準備が無駄になってしまう上に、金銭的な被害を与えてしまう可能性が大きいと思うわけですが、このような諸外国への影響をどのように考えられているのか。

国際的な約束を反故にすると、日本の国際的信頼が失墜するのではないかというふうに思うわけですが、そのデメリットについてどのようにお考えか。

以上、3点、御答弁いただきたいなと思います。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／ありがとうございます。

まずは、経済効果の点でしたかね。

インフラ整備、関連費用ということで、確かに9兆7,000億円、それをそのまま経済効果と比較するのはどうかということでしたが、関連費用ということで、それだけの予算が投じられるということは確かでございますし、その後の経済効果等も含めてということであれば、確かにこの数字とそのまま比較するのは、いろんな意見があるかと思いますが。

その辺は勘案の上、各議員の皆様には検討いただければと思います。

あと、***。

あと、工事の遅れになるのではないかとということ***。

2点目。

国際的は3点目ですよ。

復興支援と万博については、影響は出ないというような見解が出されている。

ただ、その根拠についての説明が不十分だと考えております。

先ほど申し上げたように、やはり建設関係というのは、人材不足は慢性的に起こっているということで、どうしても進捗の遅れにつながる可能性、これは否定できないと考えております。

あと、国際的な影響、参加する各国に対する影響などについてですけれども、これについては、中止が無理ならば延期ということで、そもそもこの震災がなくても間に合わない、とても間に合わないというような、建設業界、建設関連の団体からの意見も出ております。

そういったことを勘案したときに、日本はこういう状態だから延期しますというのは、国際的にも非難されるような問題ではないと思っております。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

12番 池田議員

池田議員／ちょっと、総務常任委員会のほうで審議をすることになりますので、ちょっと。

まず、人材不足の点と、万博の建設と、復興の部分ですね。

人材不足と言われたのは、自分も建設業だったから、同時というのはあり得ないだろうと。

同時に進行することが、能登の復興もできる、万博の建設もできるというのが、同時に不可能だろうという考え、不可能というかですね、できないだろうということで、あり得ないだろうというのは、肌感覚のあり得ないであるのか、その根拠があつてのあり得ないであろうかとですね。

もし、万博もしっかりできる、復興、復旧もしっかりできるという場合に、中止なのか、延期なのか、当然、工事が間に合わない場合には延期に自然となるでしょう。

しかし、これは中止を求められているんですよ。

先ほど、国際的な信頼の面で言われましたが、延期という言葉が使われました。

延期をすることによって、信頼は損なわないだろうと。

どちらを求められておるのか。

心配ないということが、国会のほうで、どちらもしっかりとやりますよということが確認でき

れば、中止しなくてもいいのか、延期しなくてもいいのか、そこを確認をさせてください。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／人材不足の件が1点目だったかと思えますけれども、これについては、先ほども言ったように、質問に対してそのまま答えるとすれば、正確なデータを基にして、影響が出るはずだということではなく、建設業界の全体の状況を踏まえたときに、政府の見解としては、業種が違くと、職種が違うから影響がないんだという見解がありましたので、それに対して、建築だろうが、土木だろうが、携わっている労働者というのは非常につながる部分が多いというのは、実経験として持っておりましたので、その見解を述べました。

かつ、その影響が出ないということについて、政府からの、なぜ、逆に万博の工事を止めて、震災のほうに集中すれば、もっと早くなるのではないかと、そういう検証は行われていないのではないかと、影響がないというだけで、ということが、まず人材不足についての見解です。

あと、国際的な影響についてということですが、まずは中止を求めるとというのが私の主張でございます。

経済効果は、先ほど上田議員の質問にもありましたけれども、これをそもそもどう評価するかというのが、非常に、参加を辞退するような国も発生しているようですし、そういったことを考えたときに、国際的なPRの効果プラス、費用の効果も含めて再検討する必要があるのではないかと。

私としては中止したほうがいいのではないかとというのが、私の意見です。

それでも費用対効果を政府がしっかり検証して、やはりやったほうが日本にとってメリットがあるという場合でも、やはり今、能登半島の皆様、関西と近畿、北陸ですから、エリアとしては非常に近い地域で、まだまだ苦しんでいる近いエリアで華やかなイベントが開催されるということについて、心情的な配慮も必要ではないかということで、まず中止、もう、***、やるべきだというなら延期だということです。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。